

【諮問第3号】

扇島問題連絡協議会資料一部非公開の件

2川公審第26号

平成3年3月27日

川崎市長 高橋 清 様

川崎市公文書公開審査会

会長 山田 二郎

公文書の閲覧等の請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

昭和60年3月30日付け59川公調第190号2をもって川崎市長から諮問のありました扇島問題連絡協議会に関する一切の資料、会議録等に係わる公文書の一部非公開及び非公開の件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

請求公文書のうち、下記 、 において非公開とすべきものを除いて、公開すべきである（関係する各簿冊の保存文書索引目次を含むものとする）。

請求公文書のうち、下記文書は下記のとおり部分公開することが妥当である。

ア 昭和 55 年度 12 号文書 2 枚目『日本鋼管(株)京浜製鉄所扇島移転計画の軽微な変更について』における実験プラント設置地区名、実験プラント名、4 枚目『実験プラント設置について(通知)』見出しの地区名と実験プラント名、本文文章のうち実験プラント設置地区名から実験プラント名に至る部分（したがって本文の公開部分は「・・・貴社京浜製鉄所/実験プラントを設置することについて・・・」となる。）を除き、部分公開すべきである。

イ 昭和 57 年度 8 号文書「扇島問題連絡協議会公害部会の開催について(通知)」の 2 枚目『日本鋼管の高炉関係建屋及び炉前集塵機のテストに対する経過と措置について』は、集塵機の型式・能力を記載した括弧内と、個人名(固有名詞)を除き、部分公開すべきである。

ウ 昭和 58 年度 2 号文書「扇島問題連絡協議会公害部会の開催について(通知)」に関しては、3 - 7 枚目『扇島計画の一部変更について』のうち最終頁(7 枚目)下段『4 公害対策について』部分、19 枚目の『三者協議会殿京浜製鉄所御視察スケジュール』については公開が妥当であり、その他の部分は非公開が妥当である。同様に 4 号文書「扇島計画の一部変更について(伺い)」4 - 7 枚目に関しては、最終頁(7 枚目)下段『4 公害対策について』部分については公開が妥当であり、その他の部分は非公開が妥当である。

請求公文書のうち、以下の公文書を非公開としたのは妥当である。

ア 昭和 54 年度 6 号文書「扇島問題連絡協議会の開催について(通知)」及び 7 号文書「日本鋼管(株)京浜製鉄所に係る公害防止協定の一部改正について」に添付された「扇島焼結ガス処理フローシート」

イ 昭和 54 年度 14 号文書「扇島問題連絡協議会公害部会の開催について(通知)」4 枚目の『池上地区に設置予定の鋼管塗覆装工工場を渡田地区に設置』、5 枚目の『水江冷延工場焼鈍炉の設備計画を一部変更』

ウ 昭和 55 年度 2 号文書において、5 枚目及び 5 号文書 6 枚目の(下段『公害対策について』を除く。)『設備内容の変更について』、2 号文書 6 枚目の『変更設備の煙源条件』、8 - 12 枚目『高炉完成時窒素酸化物濃度測定結果について』のうち(8 枚目を除く。)9 - 12 枚目

エ 昭和 55 年度 11 号文書「扇島問題連絡協議会公害部会資料」4 - 7 枚目『資料 2・実験プラントの設置について』、8 枚目『資料 3・設備計画図』、9 枚目『NOx 排出

量の算出方法』、10枚目『日本鋼管(株)京浜製鉄所第2期計画稼働後における窒素酸化物排出量について』

オ 昭和55年度16号文書「扇島問題連絡協議会公害部会の開催について(通知)」及び昭和56年度1号文書「扇島問題連絡協議会公害部会の開催について(通知)」3枚目、昭和56年度2号文書「扇島計画の一部変更について(伺い)」7、14枚目の(下段『公害対策について』を除く。)『設備内容の変更について』、昭和55年度16号文書及び昭和56年度1号文書6枚目『資料1・変更施設の煙源条件』、昭和55年度16号文書及び昭和56年度1号文書の9-11枚目『油井管の今後の動向』のうち最終11枚目及び昭和56年度2号文書の同趣旨の21枚目

カ 昭和55年度18号文書「ばい煙量等測定結果について(供覧)」、同様にその後の年度の「ばい煙量等測定結果について(供覧)」の昭和56年度8号文書、昭和57年度1号文書、10号文書、昭和58年度3号文書、9号文書、昭和59年度4号文書

キ 昭和56年度6号文書「日本鋼管(株)京浜製鉄所における実験プラント設置報告」、同様に昭和56年度10号文書「扇島問題連絡協議会公害部会の開催について(通知)」10-11枚目『実験プラントの設置について』『実験プラントフローシート』、実験プラントに関しての昭和57年度4号文書「日本鋼管(株)京浜製鉄所扇島計画の軽微な変更について(供覧)」、11号文書「扇島問題連絡協議会(通知)」、昭和58年度6号文書「実験プラント設置届出に伴う報告について(通知:扇島問題連絡協議会)」、7号文書「扇島問題連絡協議会(通知)」、昭和59年度5号文書のうち(1-2枚目を除く。)3枚目以下の『昭和59年度主要研究開発実験について(ご報告)』『別紙・昭和59年度主要研究開発実験』

ク 昭和56年度10号文書「扇島問題連絡協議会公害部会の開催について(通知)」3-4枚目及び7枚目、昭和57年度2号文書「扇島計画の一部変更について(伺い)」4-5枚目及び8枚目の『別紙・扇島計画の一部変更について』、『資料1・変更設備の煙源条件』、『渡田地区給排水系統図』、昭和56年度10号文書8枚目『配置図』、昭和56年度10号文書18-21枚目及び昭和57年度3号文書「日本鋼管(株)京浜製鉄所公害防止対策に関する細目の改訂について(供覧)」8-11枚目『別表1・協定対策粉じん発生設備集じん装置一覧表』、昭和56年度10号文書22枚目及び昭和57年度3号文書12枚目の『別表2・SO<sub>x</sub>、NO<sub>x</sub>連続測定機の設置計画』『別表3・燃料流量計設置計画』

ケ 昭和59年度2号文書6枚目の下段『3公害対策について』を除く『扇島問題連絡協議会公害部会の開催について(通知)』全文書及び6枚目の下段『3公害対策について』を除く昭和59年度3号文書『扇島計画の一部変更について』全文書

## 2 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、昭和59年11月28日付けで不服申立人がなした「扇島問題連絡協議会」(以下「協議会」という。)に関する公文書(一切の資料、会議録等)の閲覧請求に対して、川崎市長が、昭和60年3月18日付けで川崎市情報公開条例(昭和59年川

崎市条例第3号。以下「条例」という。)7条1項2号及び同項3号に該当するとして上記請求にかかる公文書の一部を非公開とした処分の取消しを求めるというものである。

### 3 請求公文書及び非公開部分

請求公文書： 協議会文書（一切の資料、会議録等）

非公開とし：ア 扇島問題連絡協議会の開催通知、

た部分 イ 扇島問題連絡協議会公害部会の開催通知、

ウ 扇島計画の一部変更等に係る申請書、同申請に対する許可(承認)書、

エ 日本鋼管(株)京浜製鉄所に係る公害防止協定の一部変更にかかる申入及び受諾、公害防止協定書、  
を除く文書

### 4 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張要旨は、以下のとおりである。

一部公開された情報の問題点

協議会資料のうち、今回公開された「公害防止協定書（以下「協定」という。）2件は、以前入手済みのものであり、「日本鋼管（NKK。以下「本件企業」という。）の三者（県、川崎市、横浜市。以下「三者」という。）への申入れおよび受諾」8件については、一部入手済みのものである。

ア 本件企業の三者への申入れ書及び受諾書には、それぞれ「別紙」が本文と一体となって付いているにもかかわらず「公開」されないのはおかしい。この種のもので、以前提供されたものもあるのだから今回も当然「公開」すべきものである。

イ 1979（昭和54）年以前の情報を公開しないのは納得できない。本件企業の第1期計画の稼働が1976（昭和51）年11月、同第2期計画の稼働が1979（昭和54）年7月であることを考えれば、現在の扇島工場の公害対策の基礎がここにあるのだから、1979（昭和54）年以前の情報についてもどうしても公開されるべきである。

ウ 以上のように、情報の「一部公開」とは名ばかりで、従来川崎市が市民にとってきた姿勢よりも明らかに後退しているものと判断せざるを得ない。情報公開条例ができたからますます非公開の傾向を示すことは本来条例を制定した理念に明らかに反するものといわざるを得ない。

条例7条を理由とする一部非公開について

市長の説明は、非公開の理由として、条例7条1項2号と同項3号をそれぞれあげているが、いずれも妥当なものとは考えられず、しかも何ら説得力がない。

第1に、公害対策にかかわる情報が含まれていることを認めておきながら、企業秘密に直結させて全面公開の道をふさいでいる。

第2に、「協議会」に関する資料、情報が「人の生命、身体又は健康を保護するため

公開することが必要と認められる情報」であることは明らかであるにもかかわらず、全く検討された形跡がない。

ア 7条1項2号について

本件企業が「協議会」に対して企業秘密に属する情報を提供しなければならないとは考えられないが、仮にそれがあつたとしても、一企業の「活動利益」(利潤追及と解する)のために市民の生命や健康、環境が犠牲にされてはならない。現に公害の大発生源としてある扇島工場に関する資料、情報はどしどし公開されるべきである。7条1項2号但書きについて何ら検討されていないことに対する意見は前述のとおりである。

イ 7条1項3号について

当方に請求している情報は何も「意思決定過程における情報」を指摘しているのではなくて、たとえば、

(ア) すでに決定され運用されている公害防止協定値の数字的根拠

(イ) 各施設別、汚染物質の排出量

(ウ) 立入り調査を含む大気汚染、水質汚濁などの定期的な測定結果のデータ

(エ) 公害防止施設の能力、運転状況等に関するデータ

(オ) 会議に提出された議題の付属、参考資料

などに関するものであり、当然公開されるべき情報を請求しているものである。

もちろん意思決定が終った後の会議録などについても当然公開されるべきものであることはいうまでもない。

ウ 川崎市は、今回の決定にあたって本件企業への意見聴取を行っているが、それを行った理由は何かをまず明らかにすべきである。

実際、協議会の資料についていえば、そのようなことはもともと無用であるはずである。何故ならば、1970(昭45)年12月25日に、三者と本件企業が締結した「協定」そのものがそれを期待しているからである。関係条文には次のようなものがある。

(ア) 第3条第2項 本件企業は三者による公害防止のための行政指導、調査及び資料の提出等について要請のあつた場合は積極的に協力するものとする。

(イ) 第4条第1項 本件企業の燃料の成分分析、ばい煙、粉じんの排出濃度、騒音、排液その他三者の指定する項目につき、定期的測定及び常時監視を行い、その結果を指定する時期に報告するものとする。

(ウ) 第8条 三者は本件企業の大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害防止に関連する資料について、特別の場合を除き、公開することができる。

このように、川崎市などの自治体が保存する協議会に関する資料や情報は、本件企業に全く気兼ねすることなく、どしどし公開すべきである。大体「協議会」という行政組織そのものが公害対策を目的にしてつくられていたものであるから尚更である。

## 5 実施機関の主張及び応答要旨

実施機関の主張及び応答要旨は、以下のとおりである。

「協議会」の目的ならびに本件請求公文書

ア 昭和44年7月、本件企業の公害対策をはじめとする扇島移転に伴う諸問題について、三者が相互に連絡しつつ本件企業との交渉にあたり解決を図ることを目的として設置され、埋立て及び移転等の適否に関する協議、「協定」に関する協議等を主な協議事項としている。昭和54年の第2高炉完成により、本件企業の主要施設の扇島移転が終了し、協議会は、公害防止協定の遵守・強化・充実の検討、部分的な企業の施設変更等の可否の審査、設備の稼働状況の監視など公害問題を重点に協議を行っている。

本件請求公文書は、本件企業と三者の間における協定の遂行、本件企業の埋立て及び移転計画の検討等協議会の協議に要する資料又は協議の運営に関する資料であり、協議会が入手、作成したものである。

イ 川崎市文書管理規程（昭和36年3月17日訓令第2号）に従うと、本件請求公文書のうち、協議書は永年保存、それ以外のものは5年保存である。よって、同規程37条2項及び「条例」付則2項2号イにより、昭和54年度以降の公文書が請求公文書である。

条例7条1項2号該当性について

ア 本件請求公文書のうち、第1に三者から本件企業への申入書と本件企業からの回答書、本件企業からの申請書と三者からの承認（許可）書、第2に製品、生産方法等の開発や改善等にかかる実験、研究等の計画及び報告書、第3に協定に基づく本件企業の大気、水質等にかかる定期測定・常時監視報告書等には、これらについては本件企業の事業活動、公害対策、研究開発等の内容が記載されており、これらの情報から企業秘密に属する生産能力、製法、技術ノウハウ、販売政策、開発計画等が容易に推定され、又は、明らかになり、公開することにより、企業の活動利益が害されるとして、一部を非公開とした。殊に企業の技術ノウハウその他技術上の秘密に関する情報を記載したものであるため、公開することにより本件企業の活動利益が害されることになると判断した。

イ 本件企業の意見陳述は、本件請求公文書に、第三者（本件企業）情報が相当量記載されているため、条例10条に基づく諾否の決定に当たって必要であるとの判断により実施した。

ウ 申立人主張の同号但書ア該当性については、現在本件企業の事業活動に起因して被害が発生し、あるいは近い将来の発生が確実に予測されることが明らかとなっていないので、該当しないと判断した。

条例7条1項3号該当性について

本件請求公文書のうち、申入れ・承認（許可）の検討を行うための協議会資料は、協議会が適正な協議を進め並びに意思決定を行うために要する資料として、協議会を通じて取得又は作成したものであり、これら文書の公開は、構成団体との協力関係を

損なうおそれがあると判断した。

## 6 審査会の判断

まず本件決定の実体的理由を述べるに先立ち、本件公開請求対象公文書の性質について言及しておきたい。本条例施行の日以降に作成・取得された公文書が公開請求対象となるのは疑いない（付則2項1号）が、条例施行の日前に作成・取得された公文書については限定して請求対象に含めている。本件文書について言えば、付則で特に請求対象文書として認めている「人の生命、身体又は健康に影響を及ぼす情報……が記録されているもの」であり（付則2項2号イ）本件請求対象文書は、まさしくこれに基づくものということができる。なお、申立人は、昭和53年以前の情報の公開をも主張するが、協議会関係文書について実施機関主張のように、川崎市文書管理規程によれば「協定」を除く公文書は「5年保存」とどまり、またそれ以前の文書は現存していないと認められるので、本件請求対象公文書は、申請時点から5年度前の昭和54年度以後の文書である。

また、申立人は当初から「協議会に関する一切の文書」として請求してきており、このため当審査会としては、各年度毎の対象公文書（簿冊）の全部について、条例7条2項の趣旨にのっとり、部分公開が可能かをも含めて個別文書ごとに慎重に審査を行ってきたことを特に付言しておきたい。

条例7条1項2号本文（法人情報の非公開）の本件に対する適用について

実施機関は、本件請求公文書の多くは、条例7条1項2号本文に該当すると主張する。

確かに、本件企業が三者に対して文書を提出した時点においては、本件条例がまだ制定されていなかったこともあり、企業の経営戦略上対外的に伏せられる状態の継続を予定して提出されたものと推察される。しかし、それら文書を個別に検討したときに、典型的には本件企業が証券取引法に基づいて大蔵大臣に提出した有価証券報告書（以下「報告書」ともいう。）における「設備の新設、重要な拡充もしくは改修又はこれらの計画」、「設備計画」の「工事概要」欄の記載等によって、事後的にある程度「公知の事実」になり、少なくとも現時点においては「時限秘切れ」と扱うことが可能な文書が存在するのである（以下「時限秘切れ情報」という。）。

他方、施設・設備の概要は上記時限秘切れ情報によって大雑把には明らかであっても、より詳細に文書に記載されており、個別施設・設備に関する経営戦略や技術ノウハウが公開されることによる本件企業の不利益を考えると、現時点においてもなお非公開とされるべき文書も含まれていることは言うまでもない。

また、当初から「報告書」には登場してこないような本件企業の行う実験に関する情報などは、もとより非公開とされるべきである。

条例7条1項2号但書ア（健康条項）の本件に対する適用について

条例7条1項2号但書アは、法人情報に該当しても「人の生命、身体又は健康を保護するため公開が必要と認められる情報」は、公開すべきと定めており、申立人は本

件請求公文書はこれに該当すると主張する。

( ) 周知のとおり、公害対策基本法に基づいて国が定める二酸化窒素に関する環境基準は、昭和 48 年に「1 時間値の 1 日平均値 0.02 p p m 以下であること」とされていたのが、昭和 53 年に「1 時間値の 1 日平均値 0.04 p p m から 0.06 p p m の間、又はそれ以下であること」と引き下げられた。それに対し、かねて独自の取組みをしてきた川崎市では、昭和 57 年以降昭和 60 年次達成をめざす中間目標値を 0.04 p p m 以下とし、工場単位の総量規制による窒素酸化物削減計画を予定し、企業等の指導に当たってきた。そして川崎市において、公害健康被害補償法に基づく指定地域が多く存し、指定疾病認定を受けている呼吸器病患者が多数居住していることは、公知の事実である。したがって、本件の公開問題が、大気汚染による人身被害の防止に深くかかわっていることはたしかである。

しかしながら同時に、企業活動利益を害する情報公開を是とするか否かは、諸要素の考量を要する総合判断の問題である。

まず、本件非公開情報の公開必要性に関し、口頭意見陳述の場において申立人側から、呼吸器病被害の実情、被害者の立場をはじめ種々の具体的所見が真摯に唱えられている。ところが情報公開の必要性の判断にあっては、公開請求者の具体的な情報利用目的の如何は問わない建て前であるから、申立人らが本件情報を公害裁判への取組みなど、その活動においていかに活用しようかという情報は、間接的な参考事項にとどまるのである。本市域にかかわるいわゆる“川崎公害裁判”は地域社会一般の情勢にかかわっていると見られるが、本件企業等の排出行為と公害被害との因果関係の如何は当該裁判の争点ではあっても、本件の審査事項そのものではなく、本件審査に求められているのは、排出情報の公開が人身公害防止のために是非必要であるかどうかの総合判断である。

( ) 現行法制の下で川崎市の公害局(現環境保全局公害部)では、関係企業の協力を得て昭和 53 年から、各企業の発生源テレメータ・システムを採用してきている。すなわち、各企業は、連続測定機、燃料流量計等を設置し、その連続測定結果を常時電話回線により市公害監視センターに通報するというシステムで、それにより川崎市は、窒素酸化物・硫黄酸化物排出量のコンピュータ集計を行うとともに発生源・各施設別の排出量等を的確に把握し、公害防止の指導行政をなし得ていると認められる。本件の公開請求にかかる公文書にも各施設別排出データが含まれており、その公開は、たしかに、企業の各工場内における公害防止努力を住民公開により促進していくという見地から重視されるであろう。

しかし、当審査会としては、川崎市は当面、企業の協力で可能となっている上記のテレメータ・システムを確保し、それによる発生源排出データの把握と工場単位の総量規制の推進とを期していくのが、窒素酸化物・硫黄酸化物公害の防止のために社会的に肝要であり、各施設別データの一般公開は公害防止にとって是非必要とはいえないと判断した。

もっとも、当審査会は、現行の二酸化窒素「環境基準」すら全国的に達成年限の予定が立っていない現状を深く憂慮しており、今後とも川崎市の公害防止行政が有

力に進められていくとともに、関係企業や自動車排ガスの関係者などが大気汚染公害防止の努力をますます強めていくことを、要請するものである。特に関係企業は、現代企業の社会的責任にかんがみ、排出情報の公開による公害防止努力の明示ということに今後積極的な取組みをするように期待したい。

( ) 以上の理由から、少なくとも大気汚染関連の個別施設ないし個別施設群に関する情報は、非公開が妥当であると考えられる(以下「個別施設情報」という。)

他方、水質や底質土に関する測定値に関しては、因果関係の問題として、汚染源が本件企業の特定施設に限定されるものではなく、したがって、測定値から何等かの設備能力などが推定されるものではないことから、大気におけるような個別施設情報性を有しないため、公開が妥当であると考えられる。

条例7条1項3号ア(意思決定過程情報)ウ(協力関係情報)の本件に対する適用について

実施機関は、本件請求公文書の多くは、条例7条1項3号ア又はウに該当すると主張する。

しかし、ア(意思決定過程情報)について言えば、最終決定には至らない途中の情報であれば全て「意思決定過程における情報」として非公開になるという趣旨の規定ではない。今後の三者の意思決定過程を阻害する具体的な弊害が生じる文書に限定されるというべきである。また、ウ(協力関係情報)について言えば、三者の交渉段階の文書を含む内部資料の公開は今後の協議会の運営上必ずしも望ましくないことは理解できるが、全ての文書が自動的にウに該当するというものではなく、今後の協議会での討議や決定が困難になる事情のうかがえる文書に限定されるべきであろう。

この意味からすると、本件の個別文書中、条例7条1項3号該当のみを理由に非公開を正当化できる文書は存在しなかったと考えられる。なお、「時限秘切れ」に該当するか、又は「個別施設情報」に該当しないということで、条例7条1項2号からは非公開理由なしとされた公文書は、条例7条1項3号によって公開を妨げられることはないと認められる。

個別文書の公開・非公開の判断

ア 「時限秘切れ情報」に該当し公開すべき文書

(ア) 昭和54年度1号文書「扇島問題連絡協議会の開催について(通知)」別紙『扇島第2高炉及び関連設備の稼働時期について』、昭和54年度2号文書「扇島第2高炉及び関連設備の稼働時期の一部変更について(伺い)」別紙『扇島第2高炉及び関連設備の稼働時期について』並びに5号文書「扇島問題連絡協議会公害部会の開催について(通知)」別紙『扇島第2高炉及び関連設備の稼働時期について』

本文書は、本件企業が協議会に対して行った扇島第2高炉及び関連設備の稼働時期を昭和54年5月末日から約1ヵ月遅れに延長する旨申請した文書(公開済み、昭和54年度2号文書3枚目)に添付された文書であり、稼働時期、休止時期等が記され、各設備毎の稼働、休止時期の細部が別表として添付されている。このうち、稼働時期の延長自体については、本件企業が証券取引法に基づいて大蔵大臣に提出した同社の124期「有価証券報告書」(22頁)並びに125期報告書(22頁)

を照らし合わせれば明らかであるのみならず、既に公開された先述の延長申請書により明らかである。また、125期報告書の設備計画(23頁)には、扇島の工事として、高炉関連設備新設、製鋼工場新設増強、分塊工場新設増強、厚板工場新設増強、熱延工場新設増強、共通付帯設備新設、継目無管工場増強の7分類の下に、予算金額、支払い額、工期(着手、完工予定)、完成後における増加能力、工事概要が記されている。従って、上記ジャンル毎の稼働時期は、現在の時点においては、もはや公知の事実に属する。

ただ検討を要する問題は、本文書が、上記報告書よりもやや詳細に稼働時期を記載している点である。この点において、条例7条1項2号にいう「公開することにより、当該法人・・・の活動利益を害することが明らかであるもの」に該当するか否かである。本文書が作成された当時(かつ有価証券報告書に記載される迄の時点)においては、企業の設備投資戦略上、本文書が上記法人情報に該当する可能性を否定できないが、その設備投資の骨子が既に有価証券報告書によって明らかにされている現時点においては、若干詳細な稼働時期を公表したからといって、同業他社との競争上格別不利益が会社に生じるとは断じ難い。従って、この部分は時限秘的性格を有する法人情報で、少なくとも現時点において時限秘切れで公開が妥当である。

- (イ) 昭和55年度2号文書「扇島問題連絡協議会公害部会の開催について(通知)」2-5枚目の『扇島計画の一部変更について』のうち『工事工程表』(3-4枚目)は、127期(昭55.4.1~56.3.31)以降の有価証券報告書の「設備計画」に挙げられた京浜製鉄所に関する「工期」、「工事概要」によって、その概要を知ることが可能であるし、さらに現実に行われた設備変更は、127期の「機械装置等の状況」と129期(昭57.4.1~58.3.31)ないし、130期(昭58.4.1~59.3.31)の「機械装置等の状況」とを対比させると明らかになる。本件文書の方がより詳細な情報であるものの、文書作成当時と異なり、有価証券報告書からその内容は公表されたものと考えられ、時限秘切れで公開が妥当である。

文書の前書き(2枚目)ならびに『公害対策について』5枚目下段は、元来公開に親しむ内容のものである。

次に、7枚目の『計画の一部変更に伴う排水量』における従前の地区別排水量は「公害対策」として公開済みである(昭和54年度7号文書「公害防止対策」別表2)備考欄の設備変更は、この程度の内容なら、特に企業の利益を害するとは推認されず公開が妥当である。

なお、同年度5号文書「扇島計画の一部変更について(伺い)」にも、2号文書と同一内容が添付されているが、その取扱いは上述のとおりである。

- (ウ) 昭和55年度16号文書「扇島問題連絡協議会公害部会の開催について(通知)」及び昭和56年度1号文書「扇島問題連絡協議会公害部会の開催について(通知)」2枚目、2号文書「扇島計画の一部変更について(伺い)」6枚目の『扇島計画の一部変更について』の記載事項については、当時のシームレスパイプ増強の経営戦略は、127期(昭55.4.1~56.3.31)有価証券報告書「設備の新設、重要な

拡充若しくは改修又はこれらの計画」、「(イ)鉄鋼部門」24頁から明らかな事実であり、時限秘切れで公開が妥当である

昭和55年度16号文書及び昭和56年度1号文書4-5枚目、2号文書9-10枚目の『工事工程表』は、127期以降の有価証券報告書の「設備計画」に掲げられた京浜製鉄所に関する「工期」、「工事概要」によって、その概要を知ることが可能であるし、さらに現実に行われた設備変更は、127期の「機械装置等の状況」と129期(昭57.4.1~58.3.31)ないし130期(昭58.4.1~59.3.31)の「機械装置等の状況」とを対比させると明らかになる。本文書の方がより詳細な情報であるものの、文書作成当時と異なり、有価証券報告書からその内容は公表されたものと考えられ、時限秘切れで公開が妥当である。

- (I) 昭和57年度7号文書「扇島計画(新継目無管工場)の完工時期の変更について(供覧)」3-4枚目及び昭和57年度8号文書4-5枚目は、シームレスパイプ工場の完工時期が半年繰上げて昭和58年3月になる旨の文書である。昭和58年3月の完成は、129期有価証券報告書23頁に明言されており、時限秘切れで公開が妥当である。

イ 「個別施設情報」に該当せず公開すべき文書

- (ア) 昭和54年度3号文書「水質測定結果(4月分)」の『様式1水質測定記録表(4月分)』は、採水場所欄における「パーシャルフリュウム、処理設備」等によって、ある程度施設が特定されるが、それによって直ちに生産能力等が分かるわけではない。また、本表の濃度は、排水口ごとのものなので、施設ごとのデータは推測できない。よって条例7条1項2号に該当せず、公開が妥当である。

『様式2排水処理施設水質測定記録表(4月分)』は、濃度のみで水量が分からないので、生産活動が推定されるわけではない。採水場所の表示も「系浄水場」で単一施設でないことから、施設ごとのデータではない。従って条例7条1項2号に該当しないので、公開が妥当である。

- (イ) 昭和54年度4号文書のうち「様式1」と「様式2」とは、それぞれ54年5月分についてのもので、内容は(ア)の3号文書と同一である。8号文書(6月分)9号文書(7月分)11号文書(8月分)12号文書(9月分)13号文書(10月分)15号文書(11月分)16号文書(12月分)17号文書(55年1月分)19号文書(2月分)も同様である。さらに、8号文書のうち、『扇島地区底質土測定結果』については、「公害防止対策」に従って、年1回測定するものである。因果関係の明確ではない『扇島地区底質土測定結果』の公開によって、会社の企業活動に無用の誤解を与え、会社の信用を傷つけ、会社の活動利益を害するというのが、実施機関側の主張である。しかし、因果関係としてみれば、本件採取地点からみて多数の汚染源が想定されるのは当然の理であって、全て本件企業のみ起因するとの推定が成立しないのは論ずるまでもないことであろう。さらに測定結果をいかに解析するかは、解析者次第であって、常に本件企業側に汚染の全責任があるとの主張にのみ用いられるものではない。因果関係としてみれば、本件採取地点からみて多数の汚染源が想定され、そうであるならば単に誤解を受けるおそれがある

あるからというだけでは、会社の活動利益を害するとはいい難い。よって公開が妥当である。

(ウ) 昭和 55 年度 1 号文書、3 号文書、6 号文書、8 号文書、9 号文書、10 号文書、13 号文書、14 号文書、15 号文書、17 号文書、19 号文書、昭和 56 年度 3 号文書、4 号文書、5 号文書、昭和 57 年度 5 号文書、昭和 58 年度 1 号文書、昭和 59 年度 1 号文書は、年度月が違うだけで(ア)と同種の文書であり、(ア)と同様に公開が妥当である。

(イ) 昭和 55 年度 7 号文書、昭和 56 年度 7 号文書、昭和 57 年度 9 号文書、昭和 58 年度 8 号文書は、年度月が違うだけで(イ)と同種の「水質測定記録表」と「底質土測定結果」とから成る文書であり、(イ)と同様に公開が妥当である。

(オ) 昭和 54 年度 14 号文書のうち『設備計画図(川崎市地区)』は、見学者などが参照可能な扇島地区の地図に類似したものはあるが、施設の立地地点が判明することによって、会社の施設計画全体が同業他社に判明するというのが実施機関の主張である。しかし、単に工場単位の所在場所を地図に表示しているのみであって、個別施設の所在や、そのレイアウトまでも表記したものではない(仮に本件地図によって京浜製鉄所における継目無管工場増強が知られるとしても、増強は 125 期報告書の設備計画(23 頁)において明らかであり、単に場所が判明したからといって、同業他社との競争上不利益を来すとは、必ずしも考えられない。)この地図が公表されても、同業他社との競争上不利益を来すとは考え難い。従って、2 号の法人情報に該当しないと考えられる。

同号文書のうち、『昭和 54 年度日本鋼管京浜製鉄所の窒素酸化物測定について(2 高炉完成時)』は窒素酸化物の測定方法などについての中間的な案(一種の作戦会議)を記載したものであり、文書末尾からすると、詳細は今後に持ち越されている文書のようなものである。「6」において施設毎の(測定担当自治体と)測定方法とが記載されていることから、法人情報に該当する可能性が皆無ではない。しかし、「6」に掲げられた個別施設の存在自体は有価証券報告書などから公知の事実と考えられる。しかも、個別施設毎にその性能や能力等の詳細を明記したり、それをうかがわせる数値を示したというのではなくて、単に施設名と測定方法の案とを掲げたものである。従って、この程度の情報であれば、非公開事由たる法人情報には該当しないと考えられる。それに加えて、測定方法は、テレメータの導入による「総量規制」の信頼性を裏付ける性質の情報であり、健康条項との関係からも非公開は認められないと考えられる。

他方、実施機関は意思決定過程ならびに協力関係条項をも非公開理由として主張している。

そこで先ず意思決定過程情報の該当性を検討すると、本文書は、文書末尾からすると確定的な内容でないし、しかも NO<sub>x</sub> 測定自体は、「協定」においても、協定 2 条 1 項を受けた「公害防止対策」でも、未だ公開されていないようである。従って、この部分のみ独立して公表することは、今後の意思決定を阻害するおそれがあるとの主張である。しかし、単に最終決定途上の情報であれば全てが非公

開になるというものではなく、今後の意思決定過程を阻害するような具体的な弊害が生じるものに限定されるべきである。この点、本文書が単に最終段階の文書でないとか、測定方法自体が未だに公開されていないということだけでは、意思決定過程を阻害する具体的な理由にはならないと考えざるを得ない。また、協力関係条項についてみると、協議会構成員等との交渉段階の内部文書の公開は、今後の協議会の運営上必ずしも望ましくないことは理解できるが、本件文書の公開によって今後測定方法をめぐる協議会での討議や決定が困難になるという事情はうかがえない。たとえ形成途上の情報とはいえ、公開されることによって公害行政への住民の信頼を確保する手段になり得ると考えられるため、公開が妥当である。

- (カ) 昭和 55 年度 11 号文書「扇島問題連絡協議会公害部会資料」1 - 3 枚目の『資料 1』は、独身寮建設計画に関する文書で、公開を妨げる理由は存在しないと考えられる。上記独身寮建設計画に関連する同年度 12 号文書「日本鋼管(株)京浜製鉄所扇島移転計画の軽微な変更について」3 枚目及び 5 - 9 枚目の『田辺地区の用途変更について』も、同様に公開が妥当である。
- (キ) 昭和 55 年度 16 号文書、昭和 56 年度 1 号文書「扇島問題連絡協議会公害部会の開催について(通知)」の 7 枚目及び 2 号文書「扇島計画の一部変更について(伺い)」の 11、17 枚目『資料 2 設備計画変更に伴う SO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>排出量総括表』は、地区別情報にとどまるので公開が妥当である。
- (ク) 昭和 56 年度 10 号文書「扇島問題連絡協議会公害部会の開催について(通知)」の 5、6 枚目及び昭和 57 年度 2 号文書「扇島計画の一部変更について(伺い)」の 6、7 枚目『資料 2 設備計画変更に伴う SO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>排出量総括表』、『資料 3 排水関係』は、地区別排出量の情報にとどまるものや、単なる排水関係に関して、個別施設との関連性を有しないという意味で具体的ではないので、公開が妥当である。

昭和 56 年度 10 号文書 12 枚目『弊社京浜製鉄所公害防止対策に関する実施細目の改訂について(御回答)』13 枚目『貴社京浜製鉄所公害防止対策に関する実施細目の改訂について(通知)』、昭和 57 年度 3 号文書「日本鋼管(株)京浜製鉄所公害防止対策に関する細目の改訂について(供覧)」2 枚目『弊社京浜製鉄所公害防止対策に関する実施細目の改訂について(御回答)』、3 枚目『貴社京浜製鉄所公害防止対策に関する実施細目の改訂について(通知)』は、いずれも単なる文書の力ガミであり、本文書の存在自体を非公開とすべき理由はない。

昭和 56 年度 10 号文書 14 - 15 枚目及び 57 年度 3 号文書 4 - 5 枚目『協議確認事項 大気関係』のうち、大気関係の測定内容(昭和 56 年度 10 号文書 14 枚目、57 年度 3 号文書 4 枚目)は、別表 1 と一体にならなければ全体が判明しない項目も含んでいるが、大気をどのような測定方法等を実施するかという公害防止上もっとも重要で基本的な情報であり、企業秘密に該当するような内容を含んだものではなく、公開が妥当である。

テレメータ・システムの概要(昭和 56 年度 10 号文書 15 枚目、57 年度 3 号文

書 5 枚目) は、設置基数等を明示しているにとどまり、テレメータ・システムの信頼性を立証する意味でも、公開が妥当である。別紙 1、別紙 2 (昭和 56 年度 10 号文書 16 - 17 枚目、57 年度 3 号文書 6 - 7 枚目) は、記録のヒナ型のみであるので公開に親しむ (昭和 56 年度 10 号文書 18 - 22 枚目及び 57 年度 3 号文書 8 - 12 枚目の『別表』については、後述工(ケ)で非公開が妥当と判断した。)

昭和 56 年度 10 号文書 23 - 26 枚目及び 57 年度 3 号文書 13 - 16 枚目『協議確認事項 水質関係』において、水質関係の測定内容 (昭和 56 年度 10 号文書 23 - 25 枚目、57 年度 3 号文書 13 - 15 枚目) 『様式 1 水質測定記録表』(昭和 56 年度 10 号文書 26 枚目、57 年度 3 号文書 16 枚目) として記録書式記載されている。いずれにおいても、測定地点が明記されているものの、個別施設情報との関連性を有するとはいえず公開を妨げる理由は存在しないと考えられるので、公開が妥当である。

(ケ) 昭和 57 年度 8 号文書「扇島問題連絡協議会公害部会の開催について (通知)」2 枚目の『高炉関係建屋及び炉前集塵器テストに対する経過と措置について』と題する文書は、部分的には昭和 56 年度 10 号文書 18 - 22 枚目で施設別情報として非公開文書と当審査会が判断した高炉関係の集塵機設置台数ならびにその能力に関する情報が含まれている。しかしながら、本件文書に記載された事実関係自体は、議会議員ならびに患者団体からの照会によって明らかにされたという特殊な経緯からして、内容的には、ある程度公知化した事実であると考えられる。また当然に健康条項との関係も考慮する必要がある。従って、集塵機の形式、能力を記載した括弧部分と個人識別情報たる個人名記載部分を除き、公開することが妥当である。

(コ) 昭和 59 年度 5 号文書「京浜製鉄所昭和 59 年度主要研究開発実験に係る報告について (通知)」3 枚目以下の『別紙・昭和 59 年度主要研究開発実験』は、工(ク)で論ずるとして、1 - 2 枚目に関する限り、いずれも文書のカガミ部分であり、公開に支障となる内容を含んでいないので、公開が妥当である。

ウ 市政執行情報であって、公開すべき文書

(ア) 昭和 54 年度 5 号文書「扇島問題連絡協議会公害部会の開催について (通知)」は、扇島第 2 高炉稼働を契機に、公害防止協定の改定を行うべく協議会公害部会での審議の席上資料である。

このうち、『公害防止協定書 (新旧対照表)』(3 - 5 枚目) は、(新) 協定案づくりの資料、『日本鋼管京浜製鉄所公害防止対策 (新旧対照表) 別表 1 粉じん (ばいじんを含む。) 排出濃度、別表 2 排水口別排水量及び排水水質』(6 - 12 枚目) は、(新) 公害防止対策案づくりの資料で、『日本鋼管京浜製鉄所との公害防止協定書 (案)』(2 枚目) はこれらに追加して測定方法等に関する資料である。これら 3 文書は、典型的な行政内部の意思決定過程における情報であると考えられる。たとえ原案とは言いながら、意思決定過程情報が公開されることは、以後類似の案件処理に何らかのマイナス要因となることも想定されなくはない。たとえば、どのような複数案が考えられ、どのような過程を経て最終案にまとまっていったか

の審議の過程が、特に決定に参画した公務員個人名を伴ってその個人的発言や意見等について記録されているような場合である。しかし、本文書は、その内容を検討すると、『協定』(3 - 5 枚目)、『防止対策』(6 - 12 枚目)はともに単に従来の協定ならびに公害防止対策と、新協定ならびに新公害防止対策のそれぞれ最終案を新旧対照表として表記したものととどまる。しかも、最終的にまとまった(新)公害防止協定と(新)公害防止対策とは、既に公開されている。本質的に重要な表現の変更や訂正が行われているものではなく、単なる字句訂正にとどまるので、実質的に同文とみることができる。このことからすれば、『協定』、『防止対策』の文書の内容は、ともに時限秘切れと考え、公開が妥当である。

本文書がまた、協議会の構成メンバーである他の自治体との「協力関係を著しく損なうおそれがある」かどうか、問題になり得ると考えられる。しかし、少なくとも本件の具体的3文書に関して言えば、どのような審議過程を経由して、最終案が形成されたか、また、構成三者において、どのような意見交換や調整が行われたかが対外的に明らかになることによって、それ以降の協議会の運営に支障をきたすようなおそれを生じさせるような三者間の交渉過程や審議過程を記したものでない。その意味では、協力関係条項も、公開の妨げにはならないと考える。

法人情報該当性について付言すると、(新)協定案づくりの資料ならびに(新)公害防止対策案づくりの資料は、単に行政内部の意思決定過程における情報であり、本文書が同時に「会社」法人情報に該当するとはいい難い。もっとも、(新)公害防止対策(案)は、会社と無縁の情報ではないが、そこに記された情報には、施設別のデータは特には含まれていないし、既述のように公開されている最終的な協定書ならびに公害防止対策と、ほぼ同文の内容にとどまる文書であるので、とりたてて法人情報該当性を議論する必要はないと考えられる。従って、公開が妥当である。

なお、昭和54年度6号文書「扇島問題連絡協議会の開催について(通知)」及び7号文書「日本鋼管(株)京浜製鉄所に係る公害防止協定の一部改定について」のうち、『公害防止協定書(新旧対照表)』、『日本鋼管(株)京浜製鉄所公害防止対策(新旧対照表)別表1粉じん(ばいじんを含む。)、別表2排水口別排水量及び排水水質』は、上の『協定』、『防止対策』と同一の文書である。

次に昭和54年度5号文書の『協定(案)』(2枚目)に関しては、特に非公開事由に該当するとは考えられず、公開するのは妥当である。なお、本文書に関して、第一に、本文書3行目の「昭和54年3月5日付け協議確認事項」にかかる文書は、本市公文書としては、既に不存在であること、第二に、本文書7行目の「別紙」とは、本文書に別紙が添付されていることを意味するのではなく、「昭和54年3月5日付け協議確認事項」にかかる文書に別紙が添付されていて、その別紙を示すものと認められることを付言する。

- (1) 昭和54年度6号文書「扇島問題連絡協議会の開催について(通知)」(2 - 3枚目)及び7号文書「日本鋼管(株)京浜製鉄所に係る公害防止協定の一部改正につい

て」のうち『日本鋼管京浜製鉄所扇島移転計画完了に伴う公害防止協定一部改訂の申入れについて』は、1で公害防止協定の沿革、2で会社の設備計画、3で今回の改訂の主要点をのべているが、1は、既に公表されている公害防止協定書、川崎市環境白書、会社の社史ならびに会社の有価証券報告書等から公知の事実であり、2は、会社の有価証券報告書から公知の事実であり、3は、公表された新協定ならびに新公害防止対策から明らかな事柄の記載であって、公開に何ら問題なからう。しかしながら、添付された「主要汚染物質等の推移」については、議論の余地がある。これは、硫黄酸化物、窒素酸化物、排水量の3項目について、昭和45年実績推定値、当初協定（規制値）、前回は改訂（規制値）、今回は改訂（規制値）を表にあらわしたものである。このうち、「今回は改訂」の数値は、未だ審議資料の域を出ていないので、意思決定過程情報としての検討が必要である。しかし、これは単に5号文書の「(新)公害防止対策」による数値を過去のものとは対比させただけであって、しかも後に公開された現行「(新)公害防止対策」と同一数値である。従って、記載された「今回は改訂」の数値は、いくつかの原案なりの案策定過程を示すものではなくて、一種類の最終案（しかも実際に採用された案）の総量規制値を表記して、従来の規制値と対比させたものにとどまる。従って本文書公開が行政の今後の意思決定過程を阻害するものでもなく、公開が可能な情報と考えられる。「主要汚染物質等の推移」に関しては、さらに法人情報該当性も検討しておく必要があるが、仮に形式的に法人情報に該当するとしても、この表は、会社の施設別の情報ではなく、単に総量〔規制〕の数値であることも考慮すると、むしろ条例7条1項2号但書きにより、健康保護上公開が必要なものと考えられる。従って、公開が妥当である（ただし、添付された4枚目のフローシートに関しては、I(ア)で論ずる。）

(ウ) 昭和54年度10号文書「扇島問題連絡協議会負担金の納入について(依頼)」についてみると、全体7種類の文書からなる。すなわち、( )依頼書、( )請求書、( )昭和54年度協議会事業計画書、( )昭和54年度協議会予算書、( )昭和53年度協議会事業報告書、( )昭和53年度協議会決算書、( )扇島問題連絡協議会要綱である。

実施機関の主張する非公開理由は、これらの公開によって協議会又は市が企業にどう対処したか、又はどのように対処しようとしているかが明らかになるとし、具体的には、( )協議会事業計画書で企業は行政指導の内容を事前に知ってしまい、「協議会」の監視機能が低下すること、( )依頼書、( )請求書、( )協議会予算書で協議会の活動規模ないし活動内容が知られてしまうこと、( )協議会事業報告書の公表で、時系列的に指導内容が知られ、今後の行政指導を円滑に行えなくなること、( )協議会要綱で協議会の活動が分かってしまうこと等を主張し、これらから、意思決定過程情報、協力関係情報に該当するという。

しかし、このうち( )依頼書、( )請求書、とは、川崎市の公金が市を構成員とする協議会に支出される金額を示すものであり、( )協議会予算書と( )協議会決算書とは、協議会全体の( )予算と( )決算であり、このような公金の流れ

に関する文書は、特に非公開にしなければならないような特殊な内容を含むものでないかぎり、原則として公開に親しむものと考えられる。本件において、実施機関主張の点が非公開理由に該当するか否かをみると、協議会の予算規模それ自体の公表は、協議会の活動を阻害するものとは考えられないばかりか、仮に予算が過小であるならば、より予算規模を拡大すべきであるとの議会や市民の検討や判断の素材となり得るのみである。もともと協議会そのものは市の公害行政のために他の自治体と協調・調整を行う場であり、現業部門ではないし設備や装置を必要とするものではなく、いわばソフト部門の活動なので、従って協議会それ自体が多額の出資を必要とするものではないし、金額が少ないからといって、その活動が停滞しているとか、公害行政に役割を果たしていないかという性質の組織ではない。このように考えてくると、意思決定過程情報とか、協力関係情報ということではそもそも非公開にできないと考えられる。

ちなみに、市の決算文書のうち「昭和54年度各会計歳入歳出決算 - 事項別明細書」の公害対策費のなかの公害対策総務費として、同年度の協議会の収入金額のうち、同年度に市が負担した「協議会負担金」20万円の支出は、既に公開済みである。勿論、構成団体が同額を負担するものか否か、前年度繰越額の存否並びに存在するときの金額等まで、知り得るものではないけれども、公開に親しむことの論拠の一つとなることは否定できないであろう（他の自治体の負担分については同様にそれぞれの自治体の該当年度予算書ならびに決算書において明らかにされているものであると考えられる。）

次に、( )協議会事業計画書と( )協議会事業報告書についてであるが、( )協議会事業計画書に記載された内容は、文書作成時とはともかく、少なくとも現時点において公表することについては、何ら弊害はなく、時限秘切れと考えることができる。さらに、具体的にその内容を見ると、単に協定改正、監視体制の整備、公害防止設備の開発・稼働状況調査といった極めて抽象的な内容であって、仮に文書作成時点で会社が知り得たとしても、公害行政への障害は考えられないし、仮に知ったことによって指導内容を先取りする形で公害対策を行うことは差支えないであろう。( )協議会事業報告書については、事業計画書とほぼ同様の項目建てによって協議会の前年度の活動内容をまとめたものであって、何も秘密のうちに行われていたことを記載したのではなく、ここに記載された程度の内容は、市の環境白書等から、あるいは具体的な企業への要望なり指導内容から、少なくとも企業にとってはある程度推察のつく事柄であるし、住民にとってもこの程度の抽象的内容であれば、市の環境白書等から推察のつく事柄であり、これを公開すると会社に対し公害行政指導を行いにくくなる性質の情報とは考えられない。このように考えてくると、意思決定過程情報とか協力関係情報を理由として非公開にはできない。

( )協議会要綱は、単なる協議会の設置要綱であり、これを公開したからといって三者の協力関係を損なうといった実質的な内容を有するものではない。

同様にして、その後の昭和55年度4号文書、昭和56年度9号文書、昭和57

年度6号文書、昭和58年度5号文書、昭和59年度6号文書は、同様に7種類の文書からなる「扇島問題連絡協議会負担金の納付について(依頼)」であり、同様に公開が妥当である。

- (イ) 昭和54年度18号文書「製鉄所における公害防止対策状況の調査について(通知)」は、他社の現地調査項目が公開されると、それによって本件企業が三者協議会から監視される内容を事前にうかがい知ることになるため、三者協議会の事後における継続的な行政指導や監視に支障を及ぼすおそれがある。しかしながら、本文書に限っていえば、調査活動の日時・場所が記載されているのみであり、具体的に調査内容に触れていないため、三者協議会業務の適正な執行、又は相互の協力関係に支障を及ぼすとは考えられない。

単なる現地調査の日時、目的地等であり公開しても三者の協力関係を損ねるとは考えられないので公開が妥当である。

- (オ) 昭和59年度7号文書「公害防止施設稼働状況の調査について(伺い)」は、文書のカガミ部分であり、(イ)と同様、公開に支障となる内容を含んでいないので、公開が妥当である。

#### エ 「個別施設情報」等のため非公開とすべき文書

- (ア) 昭和54年度6号文書「扇島問題連絡協議会の開催について(通知)」4枚目の『扇島焼結排ガス処理フローシート』及び7号文書「日本鋼管(株)京浜製鉄所に係る公害防止協定の一部改訂について」のうち『日本鋼管(株)京浜製鉄所扇島移転計画完了に伴う公害防止協定一部改訂の申入れについて』に添付された『扇島焼結排ガス処理フローシート』は、公害処理技術のノウハウにかかる情報というのが、実施機関側の主張であり、この主張は正当と考えられる。その場合であっても条例7条1項2号但書きの「健康条項」に基づいてフローシートの公開が必要か否かを考えると、どのような処理のプロセスを経由するかという極めて技術専門的情報で且つ企業のノウハウにかかる情報を公開することが、健康保護上特に必要であるとは考えられないのである。すなわち、仮に本件企業の汚染が問題となれば、その使用燃料、操業形態等と並んで、処理技術・処理過程が汚染防止策の一つとして検討されることはあり得ても、予めどのような技術的処理過程を経由するかについての企業ノウハウを公表しておかなければ健康保護に欠けるとはいえないからである。従って、フローシート部分は非公開が妥当である。

- (イ) 昭和54年度14号文書「扇島問題連絡協議会公害部会の開催について(通知)」のうち、4-5枚目の設備計画に関する文書は、有価証券報告書から必ずしも明らかではない細目の施設別に燃料、排ガス等の個別情報が織り込まれており、条例7条1項2号の法人情報に該当すると考えられる。同号但書きの健康条項との関係では、特に個別施設毎のNO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub>の濃度が示されている部分が問題になりうる。しかし川崎市においてはテレメータの導入による総量規制の公害対策が行われており、個別発生源の情報の公開は必要ではないと考えられる。従って非公開が妥当である。

- (ウ) 昭和55年度2号文書「扇島問題連絡協議会公害部会の開催について(通知)」

の5枚目、『設備内容の変更について』は、個別設備毎に工事内容をより具体的に理由や動機を含めて説明したもので、必ずしも有価証券報告書の「設備計画」にはそこまで記されておらず、条例で保護された企業秘密的内容が含まれていると理解される。この部分は「公知」とはいえないし、条例上の健康条項に該当する情報とも考えられないので、(イ)と同様に非公開が妥当である。

6枚目『変更施設の煙源条件』も、(イ)と同様に個別変更施設毎の施設別情報であり非公開が妥当である。

なお、同年度5号文書に添付された同一内容の文書の取扱いも上述のとおりである。

(I) 昭和55年度2号文書の8-12枚目『日本鋼管京浜製鉄所扇島2号高炉完成時窒素酸化物濃度測定結果について表1 NO<sub>2</sub>計スパンチェック結果、表2 NO<sub>2</sub>実測結果、表3 テレメータ・データチェック結果、表4 テレメータ・データと実測値チェック』は、昭和55年2月のNO<sub>x</sub>の濃度測定結果である。本市では、テレメータ・システムによる総量規制が行われていることからすると、施設別の内訳データは法人情報として非公開と考えることができる。ただ、健康条項との関係では、テレメータによる測定の信頼性が前提となる以上、試行錯誤段階の情報とはいえ、どのような測定方法を模索していたのかの全体像を示すことが、市民の信頼性を確保する上から、望ましいこととも考えられる。このように利益衡量が極めて難しい問題であるが、結論的には、個別施設ないし施設群の測定値を表記した9-12枚目は、企業情報として非公開とし、概要を示した8枚目のみ公開が妥当である。

(オ) 昭和55年度11号文書「扇島問題連絡協議会公害部会資料」4-7枚目の『資料2・実験プラントの設置について』において、本件企業の計画する実験プラントの設置について、その概要、フローシート、実験プラント配置図が記載され、8枚目の『資料3・設備計画図』において京浜製鉄所全体の地図上に計画地点が示されているものである。技術ならびに経営情報で、且つ施設情報であり、さらに実験プラントについては、有価証券報告書等でも事後に公表されることもないので、「法人情報」として非公開が妥当である。

上記実験プラントの設置に関連して、同年度12号文書2枚目『日本鋼管(株)京浜製鉄所扇島移転計画の軽微な変更について(通知)』ならびに4枚目『実験プラント設置について(通知)』には、実験プラント名が記載されているため、地区名と実験プラント名を伏せて公開するのが妥当である。

11号文書に戻って、9枚目の『NO<sub>x</sub>排出量の算出方法』は、NO<sub>x</sub>排出量算定方法を示した部会内部資料であり、本文書の内容は類型化した施設情報から成っており、法人情報として非公開が妥当である。

10枚目の『日本鋼管(株)京浜製鉄所第2期計画稼働後における窒素酸化物排出量について』は、昭和55年2月のNO<sub>x</sub>排出量測定結果で、施設別情報であるので、非公開が妥当である。

(カ) 昭和55年度16号文書「扇島問題連絡協議会公害部会の開催について(通知)」

及び昭和 56 年度 1 号文書「扇島問題連絡協議会公害部会の開催について(通知)」3 枚目、2 号文書「扇島計画の一部変更について(伺い)」7、14 枚目の『設備内容の変更について』は、昭和 55 年 2 号文書におけるそれについて(ウ)において述べたように、非公開が妥当である(下段『公害対策について』は、公開に親しむ。)

昭和 55 年度 16 号文書及び昭和 56 年度 1 号文書 6 枚目の『資料 1・変更施設の煙源条件』は、施設別情報であり、非公開が妥当である。

昭和 56 年度 1 号文書「扇島問題連絡協議会公害部会の開催について(通知)」の 8 枚目及び 2 号文書「扇島計画の一部変更について(伺い)」の 18 枚目『資料 3 計画の一部変更に伴う排水量』においては、従前の地区別排水量は「公害対策」として公開済みである。公開済みの当初計画と比べると若干の変更部分はあるが公開が妥当である。しかし、備考欄には、個別施設毎の詳細な情報が記載されており、この欄については、非公開が妥当である。

昭和 55 年度 16 号文書及び昭和 56 年度 1 号文書 9 - 11 枚目及び昭和 56 年度 2 号文書 19 - 20 枚目の『油井管の今後の動向』のうち、9 - 10 枚目及び 19 - 20 枚目は公知の事実で公開が妥当であるが、最終頁のみノウハウが示されているため、非公開とすべきである。

(キ) 昭和 55 年度 18 号文書「ばい煙量測定結果について(供覧)」別紙 1 粉じん濃度測定表、別紙 2 ばい煙量測定記録表は、いずれも発生施設別の測定記録であるため法人情報として、非公開が妥当である。

同様にして、その後の年度の昭和 56 年度 8 号文書、昭和 57 年度 1 号文書、10 号文書、昭和 58 年度 3 号文書、9 号文書、昭和 59 年度 4 号文書「ばい煙量等測定結果について(供覧)」は同種文書であり非公開が妥当である。

(ク) 昭和 56 年度 6 号文書「日本鋼管(株)京浜製鉄所における実験プラント設置報告」は、実験プラント設置に関する文書で実験プラントの概要、フローシート、プラント位置図等から成る。個別の実験プラントは、技術ならびに経営情報で、かつ個別施設情報であり、また、有価証券報告書では伏せられているところであるので、(オ)と同じく「法人情報」として非公開が妥当である。

さらに、実験プラントに関する昭和 56 年度 10 号文書「扇島問題連絡協議会公害部会の開催について(通知)」10 - 11 枚目『実験プラントの設置について』、『実験プラントフローシート』と昭和 57 年度 4 号文書「日本鋼管(株)京浜製鉄所扇島計画の軽微な変更について(供覧)」、その後の昭和 57 年度 11 号文書「扇島問題連絡協議会(通知)」、昭和 58 年度 2 号文書「扇島問題連絡協議会公害部会の開催について(通知)」15 - 18 枚目『別紙資料 2・昭和 58 年度研究開発実験の実施について』、『別添資料 3・実験』、昭和 58 年度 6 号文書「京浜製鉄所実験プラント設置届出に伴う報告について(通知：扇島問題連絡協議会)」、7 号文書「扇島問題連絡協議会(通知)」、昭和 59 年度 2 号文書 13 - 14 枚目、3 号文書 14 - 15 枚目の『59 年度研究開発実験について』、『59 年度研究開発実験設備配置図』、昭和 59 年度 5 号文書「京浜製鉄所昭和 59 年度主要研究開発実験に係る報告について(通知)」3

枚目以下の『別紙・昭和 59 年度主要研究開発実験』も同様に、実験プラントの概要、フローシート、配置図を記載した文書であり、上述の理由から、非公開が妥当である。

(ケ) 昭和 56 年度 10 号文書「扇島問題連絡協議会公害部会の開催について（通知）」の 3 枚目及び昭和 57 年度 2 号文書「扇島計画の一部変更について（伺い）」の 4 枚目『別紙・扇島計画の一部変更について』は、昭和 56 年度 5 月 18 日付け承認の工事計画に関して、工期の一部見直しと、小規模施設の若干の内容変更の概要を述べたものである。128 期（昭 56 . 4 . 1 ~ 57 . 3 . 31）24 頁ならびに 129 期 23 頁の有価証券報告書の「設備の新設、重要な拡張若しくは改修又はこれらの計画」欄の京浜製鉄所に関する記載内容から、この当時の工事が、ピレット連铸設備、継目無管設備、連続式亜鉛鍍金設備にあったことを知ることができる。128 期 25 頁並びに 129 期 24 頁の有価証券報告書の「設備計画」の表のうち、「工事概要」欄から、さらに具体的な工事がある程度までは推察できるようになっている。しかし、この本文書に記載された内容は、より詳細な工事内容の小規模な計画変更であり、有価証券報告書において必ずしも推察可能なものではない。従って(ウ)と同様に非公開が妥当である。

昭和 56 年度 10 号文書 4 枚目及び昭和 57 年度 2 号文書 5 枚目『資料 1 変更施設の煙源条件』は、施設毎に排ガス量、SO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>等を記したもので施設別情報として、非公開が妥当である。

昭和 56 年度 10 号文書 7 枚目及び昭和 57 年度 2 号文書 8 枚目『資料 4 渡田地区給排水系統図』は、特定区域の施設グループ別に排水系統を図示したもので、施設別情報として、非公開が妥当である。

昭和 56 年度 10 号文書 8 枚目『配置図』は、計画施設の配置図であり、施設別情報として、非公開が妥当である。

昭和 56 年度 10 号文書 18 - 21 枚目及び昭和 57 年度 3 号文書「日本鋼管(株)京浜製鉄所公害防止対策に関する細目の改訂について（供覧）」8 - 11 枚目『別表 1 協定対象粉じん発生設備集じん装置一覧表』のうち「工場名」「設備名」「協定値」は、既に「公害防止協定」別紙「公害対策」別表 1 昭和 54 年度 6 号文書において明らかである。本別表のその他の項目として、たとえば具体的な「集塵装置」ごとの型式、容量、集じん場所、ダスト種類という詳細な情報が新たに記されている。このような各施設毎に具体的に設置された集塵装置に関する情報は個別施設情報であり、「法人情報」として非公開が妥当である。

昭和 56 年度 10 号文書 22 枚目及び昭和 57 年度 3 号文書 12 枚目『別表 2 SO<sub>x</sub>、NO<sub>x</sub>連続測定機の設置計画、別表 3 燃料流量計設置計画』も、同様に個別施設情報であり、「法人情報」として非公開が妥当である。

(ク) 昭和 58 年度 2 号文書「扇島問題連絡協議会公害部会の開催について（通知）」3 - 7 枚目『扇島計画の一部変更について』及び 4 号文書「扇島計画の一部変更について（伺い）」4 - 7 枚目は、130 期有価証券報告書の設備新設・拡張計画（22 頁）よりもより詳細に設備計画を記載した文書であり、最終頁（7 枚目下段の『4

公害対策について』を除く。)の非公開が妥当である。

2号文書8-12枚目『別添資料1 新操業法について、新操業法による増産について』は、新操業法に関する文書で、技術内容、技術導入に伴う効果等を説明した文書で技術ならびに経営上の情報であり、非公開が妥当である。

2号文書13-14枚目『別添資料2 池上地区給排水系統図(将来)池上地区給排水系統図(前回提出フロー)』は、特定地区の施設別の情報なので、(ケ)『資料4』と同様なので、非公開が妥当である。

2号文書19枚目に『三者協議会殿京浜製鉄所御視察スケジュール』が記載され、これ自体は公開に親しむと考えられる。問題は20-24枚目の『見学用参考資料』の( )中径電縫管工場製造工程、( )中径管工場製造工程、( )焼結設備配置図、( )直接水添液化PDU(2t/d)級フローシート、( )オイルシェール移動床型乾留システムフローシートである。このような詳細な工程フローチャートが、協議会委員に限定して配布されたにとどまり、また、情報の内容としても、企業秘密の程度が高いものと推認される。従って、一体としての施設別情報として、非公開が妥当である。

(サ) 昭和59年度2号文書「扇島問題連絡協議会公害部会の開催について(通知)」3-6枚目、『扇島計画の一部変更について』及び3号文書「扇島計画の一部変更について(伺い)」4-6枚目における『1 設備内容・工期変更』及び『2 工期工程表』は、131期(昭59.4.1~60.3.31)23頁ならびに翌132期(昭60.4.1~61.3.31)24頁の「設備計画」の「工事概要」欄が極めて大雑把な記載であるとは対照的で、本文書に記載された内容と格段の開きがある。従って、個別施設情報として非公開が妥当である。ただし、最終頁(2号6枚目、3号6枚目)下段の『3 公害対策』は公開が妥当である。

2号文書7-12枚目、3号文書7-13枚目の『参考資料』( )微粉炭吹込システム・フローシート、( )脱燐・脱硅処理図、( )-1)主要酸化物の標準生成自由エネルギー変化と温度の関係、( )鋼片切断設備模式図、( )オンライン冷却制御装置、( )水素分離装置フローは、施設毎の製造過程、フローチャート等を示すもので、非公開が妥当である。